

秋田市エイジフレンドリーシティ行動計画策定委員会設置要綱

平成24年7月24日
市長 決 裁

(設置)

第1条 エイジフレンドリーシティの実現を目的とした秋田市エイジフレンドリーシティ行動計画（以下「行動計画」という。）を策定するため、秋田市エイジフレンドリーシティ行動計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 行動計画の策定に関すること。
- (2) 秋田市エイジフレンドリーシティ行動計画作業部会（以下「作業部会」という。）および秋田市エイジフレンドリーシティ行動計画庁内調整会議の意見の調整に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、行動計画の策定のため必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 策定委員会は、委員13人以内をもって組織する。

2 策定委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) 市民団体および関係団体
- (3) 学識経験者および有識者
- (4) 作業部会員
- (5) 秋田市福祉保健部次長兼連携推進官
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条第1項の規定による行動計画の策定の完了の日までとする。

(委員長および副委員長)

第5条 策定委員会に、委員長および副委員長を置く。

2 委員長は、委員の中から互選し、副委員長は、委員長が指名する。

3 委員長は、策定委員会の会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき、又は委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会は、市長が招集し、委員長が議長となる。

(事務局)

第7条 策定委員会の庶務を処理するため、秋田市福祉保健部長寿福祉課に事務局を置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年7月24日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、行動計画の策定に係る所定の事務が終了した日限りその効力を失う。